

医療に係る事業税の特例措置の存続を求める意見書

国において、医療機関等に係る事業税の特例措置について、見直しの議論が行われようとしている。

しかし、社会保険診療は、全国一律の公定価格により低廉な水準で国民に医療を提供するという、極めて高い公益性と非営利性を有している。

また、医療法に基づき設立される医療法人は、営利を目的として開設することは認められず、剰余金の配当は禁止されている等、営利目的の普通法人とは、その性格を大きく異にしている。

これらの特徴を否定し、診療活動を営利事業として捉えて事業税を課すことは、医療機関の経営に深刻な影響を与え、地域医療の確保の後退と医療水準の低下を招きかねない。

よって、国におかれては、医療機関等に係る事業税の社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の自由診療部分に係る軽減税率適用の特例措置の存続を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月28日

様

和歌山県議会議長 新島 雄

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

社会保障・税一体改革担当大臣